23375　メチル＝2－［（1－アミノ－2－メチル－1－オキソプロパン－2－イル）ジアゼニル］－2－メチルプロパノアート　2－(6)－1981
23376　4－［（2－メチル－1H－イミダゾール－1－イル）メチル］フェノール　8－(2)－2545
23377　メチル＝2－エトキシ－1－［（2'－｛N²－［（エトキシカルボニル）オキシ］カルバムイミドイル｝ビフェニル－4－イル）メチル］－1H－1，3－ベンゾジイミダゾール－7－カルボキシラート　8－(2)－2546
23378　［6－メチル－2－（4－トリル）イミダゾ［1，2－a］ピリジン－3－イル］酢酸　8－(1)－3907
23379　メチル＝ヒドロキシ（メトキシ）アセタート　2－(6)－1982
23380　2－［（4－メチルペンタン－2－イリデン）アミノ］エチル＝メタクリラート　2－(6)－1983
23381　メチル＝15－［（メチルスルホニル）オキシ］ペンタデカノアート　2－(6)－1984
23382　（E）－4－（4－メトキシスチリル）－4'－ペンチル－1，1'－ビ（シクロヘキサン）　7－(3)－982
23383　（E）－4－（2－メトキシビニル）－4'－ペンチル－1，1'－ビ（シクロヘキサン）　7－(3)－983
23384　8－［1－（4－メトキシフェニル）－5－（4－トリル）－1H－ピラゾール－3－イル］－1，4－ジオキサスピロ［4．5］デカン－8－オール　8－(2)－2547
23385　1－（4－メトキシフェニル）－2－［4'－ペンチル－1，1'－ビ（シクロヘキサン）－4－イル］エタノール　7－(3)－984
23386　2－メトキシ－1，4－フェニレン＝ビス（4－［3－（アクリロイルオキシ）プロポキシ］ベンゾアート）　4－(7)－2507
23387　4－（4－メトキシフェネチル）－4'－ペンチル－1，1'－ビ（シクロヘキサン）　7－(3)－985
23388　2－メトキシベンゼン－1，4－ジオール　4－(10)－1376
23389　2'－メトキシ－2－［（2－メトキシ－4－ニトロフェニル）ジアゼニル］－3－オキソブタンアニリドのモノ（4－スルホフェニル）化物のカリウム塩　4－(5)－708

○原子力規制委員会告示第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第十二項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を次のように改正し、平和目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（平成二十六年条約第七号）の効力が生ずる日から施行する。

平成二十六年六月二十七日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

本則柱書中「次に掲げるものとする。」の下に「なお、この告示の各号において使用する用語は、当該各号において指定する国際約束の例による。」を加える。

第六十二号中「第五十九号」の下に「、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号」を加え、同号中「あつて」を「あつて」に改め、同号を第六十八号とし、第六十一号の次に次の六号を加える。

六十二　平和目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（平成二十六年条約第七号。以下「日トルコ協定」という。）に基づき、トルコ共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

六十三　前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

六十四　日トルコ協定に基づき、トルコ共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備

六十五　前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

六十六　日トルコ協定に基づき、トルコ共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

六十七　日トルコ協定に基づき、トルコ共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びトルコ共和国政府が合意した核燃料物質

○関東地方整備局告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十七日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局相武国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十八号
三　指定する道路の部分

区間	延長
神奈川県愛甲郡愛川町中津字下六倉二六二八番一から八王子市南浅川町二七四五番一まで	一四・二二キロメートル

四　指定する期日　平成二十六年六月二十七日

○関東地方整備局告示第二百九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四百六十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神奈川県愛甲郡愛川町中津字下六倉二六二八番一から八王子市南浅川町二七四五番一まで	前	一二・〇八メートル～四二・八六メートル	一四・三九九キロメートル
	後	二七・八九メートル～四二・八六メートル	一四・三九九キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	厚木市上依知字鬼ケ谷二八七四番一から八王子市南浅川町二七四五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月二十八日

○近畿地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十七日　近畿地方整備局長　池内　幸司